



令和6年
12月号

東神奈川駅前交番だより

神奈川県
神奈川警察署
045-441-0110



年末年始、
お酒を少しでも回にしたなら
車の運転は絶対やめよう!!



年末年始は、一年の終わりということもあり仕事の同僚同士の飲み会や、成人を迎えた学生同士でお酒を飲んだりと飲酒の機会が増えると思います。「少しくらいならいいや、どうせバレないでしょ。」「俺（私）なら大丈夫。」などと安易な気持ちでハンドルを握る行為は絶対にやめましょう!!!

～東神奈川駅前交番からのお願い～

飲酒運転撲滅へのご協力をお願いいたします。

あなたのその一つの安易な考え、行動で尊い一つの大事な命を奪うことになりかねません。どんな理由があれ絶対に飲酒運転はやめましょう。

道路交通法改正!

11月より自転車のルールが改正されました! 例えば...

・ **旧** 携帯電話使用

(法第71条第6号、5万円以下の罰金)

・ **新** 携帯電話使用 (使用・画像注視)

(法第71条第5号の5、保持: 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金)

などのように、今までより厳しく処罰される可能性があります。

【11月中の事件発生状況】

詐欺 1 件、オートバイ盗 1 件

自転車盗 1 件、部品ねらい 1 件

住居侵入 1 件

神奈川警察署では、X (旧Twitter) で各種情報を発信しています。是非ご覧ください!

